

病院局郵便入札実施要綱

17川病総経第411号

平成17年6月10日 局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)に基づき、病院局が執行する書留郵便の方法による入札(以下「郵便入札」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 契約規程第17条第2項に定める病院事業管理者(以下「管理者」という。)が入札執行上特に必要があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 設計金額が400万円超の請負工事を執行するとき。
- (2) 前号に掲げるときのほか、管理者が入札執行上特に必要があると認めるとき。

(入札書の送付方法等)

第3条 郵便入札の入札参加者は、入札書を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法(以下「書留郵便物」という。)で、提出期限までに到達するよう郵送しなければならない。

2 郵便入札の提出先は、川崎市の事務所の位置に関する条例(昭和39年川崎市条例第38号)の定める事務所の位置とする。

(入札書の提出期限)

第4条 入札書の提出期限は原則として開札の日の前々日とし、公告又は指名の通知等において明示するものとする。

2 前項の規定に基づく入札書の有効性は、川崎市公文書管理規程(昭和36年川崎市訓令第2号)第11条第1項第7号に規定する書留等配布簿に登載された日付をもって決する。

(積算内訳書の提出)

第5条 第2条第1号に規定する入札については、入札書と一体をなすものとして、競争入札の参加者又は当該参加者から入札及び開札の立会いに関する委任を受けた者(以下「参加者等」という。)は積算内訳書を同封するものとする。

(開札)

第6条 参加者等は、原則として開札に立会うものとする。

2 参加者等の全部又は一部が開札に立会わない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第1項に基づき、入札事務に関係のない職員が開札に立会うものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした参加者等が2者以上ある場合は、当該参加者が開札に立会っている場合は、その場においてくじを執行するものとする。当該参加者が立会っていない場合は、あらかじめ指定した日時に当該参加者の来庁を求めて、くじを執行するものとする。当該参加者が来庁しない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを執行するものとする。

(入札の無効)

第7条 契約規程第7条第9号の規定に基づき、郵便入札においては次の各号のいずれかに該当する場合の入札書を無効とする。

- (1) 入札書が第4条第1項に定める提出期限までに提出されないとき。
- (2) 書留郵便物として入札書を提出しないとき。
- (3) 入札書に記載した金額が最低制限価格を下回ったとき。
- (4) 第5条に定める積算内訳書が提出されないとき又は入札書に記載した金額と相違するとき。
- (5) その他契約規程又は川崎市病院局競争入札参加者心得に違反するとき。

附 則

この要綱は平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年6月1日から施行する。